

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

|  |   |  |
|--|---|--|
| 調 達 件 名  | 令和4年度札幌市困難を抱える若年女性支援業務                  |  |
| 発 注 課  | 子ども未来局子ども育成部子ども企画課                      |  |
| 選 定 事 業 者  | 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会                     |  |
| 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）  |   |  |
| <p>本業務は、地域や行政とのつながりのない様々な困難を抱える10代から20代の若年女性を対象に、SNS等を用いたアウトリーチ型の相談支援、一時的な安全・安心な居場所の確保、自立支援を実施するとともに、行政機関、民間支援団体などの関係機関と連携して支える仕組みづくりを行うことを目的としている。</p> <p>本事業の実施に当たっては、対象となる若年女性との接点を持ち、相談支援を実施することが必要であるが、受託団体には若年女性からの相談支援に関する豊富な経験や知識、ノウハウが不可欠であり、さらに関係する民間団体や各支援機関とのネットワーク構築が求められる。</p> <p>今回契約候補者とする公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、札幌市男女共同参画センター及び札幌市若者支援総合センターの指定管理者であり、両センターの運営を通して、これまで女性支援及び若者支援の支援実績があるとともに、平成28年度からLINEによる若年女性向けの相談窓口「ガールズ相談」を定期的実施してきた実績があり、若年女性支援のノウハウを持ち合わせている。また、令和2年度から、市内の女性支援、若者支援等の団体、機関によるさっぽろ若年女性支援ネットワークCloudyを構築し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活が困難な女性に食料品や生理用品を配布する取組を実施しており、本業務に求められる関係機関との連携に関しても十分な実績を持っていると認められる。</p> <p>また、本業務は、令和3年8月から開始したばかりであり、今後の業務のより効果的な手法を検証していく必要があるが、そのためには、令和4年度についても令和3年度の事業検証等も並行して行う必要がある。</p> <p>以上より、当法人の他に同等の対応が可能な団体が存在しないことから、本契約の相手方が当該法人に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> |   |  |
| 根拠法令   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） |  |
| 決 定 日  | 令和4年2月15日                               |  |